

「指定介護老人福祉施設」特別養護老人ホームアイリス 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(石川県指定 第 1791500125 号)

当施設は契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 麗心会
- (2) 法人所在地 石川県羽咋郡志賀町給分ホの3番1
- (3) 電話番号 0767-42-2600
- (4) 代表者氏名 理事長 藤田 隆司
- (5) 設立年月日 平成12年4月27日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類の種類 指定介護老人福祉施設
石川県 1791500125号

(2) 施設の目的

自宅で介護サービスを受けながら生活を継続することが困難な要介護者が入所して介護サービスを受け生活を安定させることを目的とする施設です。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム アイリス
- (4) 施設の所在地 石川県羽咋郡志賀町給分ニ27番1
- (5) 電話番号 0767-42-2600
- (6) 施設長(管理者)氏名 本田 剛

(7) 当施設の運営方針

施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、契約者がある有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

- (8) 開設年月 平成29年7月1日

(9) 入所定員 29人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として1人部屋ですが、多床室入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。)

居室・設備の種類	室数	
個室(1人部屋)	21室	従来型個室
(2・3人部屋)	3室	多床室
合計	24室	
食堂	1室	
浴室	1室	特殊浴槽、一般浴
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設(指定短期入所生活介護を含む)に必置が義務づけられている施設・整備です。

☆居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対して指定介護老人福祉施設サービス(指定短期入所生活介護サービスを含む)を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	10名	10名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	2名	1名
5. 介護支援専門員	1名	1名
6. 機能訓練指導員	1名	1名
7. 医師	1名	1名
8. 栄養士	1名	1名
9. 事務員	1名	1名
10. 調理員		

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについて

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食： 7：30～ 8：30
 昼食： 12：00～12：30
 夕食： 18：00～18：30
 おやつ： 10：00～10：30 15：00～15：30

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・本人の希望により週2回以上の入浴も可能です。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④健康管理

- ・医師（嘱託）や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払下さい。（サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。）

入所者

（従来型個室）

契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 6,000円	要介護2 6,710円	要介護3 7,450円	要介護4 8,170円	要介護5 8,870円
利用者自己負担 1割負担額	600円	671円	745円	817円	887円

(従来型多床室)

契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,000 円	要介護 2 6,710 円	要介護 3 7,450 円	要介護 4 8,170 円	要介護 5 8,870 円
利用者自己負担 1割負担額	600 円	671 円	745 円	817 円	887 円

☆一定の所得以上の方の利用者自己負担については、1割ではなく2割又は3割の自己負担となります。その場合は介護保険負担割合証で確認させていただきます。

上記基準サービス利用料の他、下記のサービス加算を提供させていただく場合には、介護保険制度の給付に則ったご利用者負担額（介護保険負担割合証による割合）をご負担いただきます。

- 日常生活継続支援加算Ⅰとして1日につき36円が加算されます。※
- サービス提供体制加算Ⅰとして1日につき22円が加算されます。※
- 協力医療機関連携加算として1ヶ月につき100円または50円加算されます。
- 看護体制加算（Ⅱ）として1日につき23円が加算されます。
- 個別機能訓練加算Ⅰとして1日につき12円が加算されます。
- 個別機能訓練加算Ⅱとして1ヶ月につき20円が加算されます。
- 栄養ケアマネジメント強化加算として1日につき11円が加算されます。
- ADL維持等加算として1か月に30円または60円が加算されます。
- 生産性向上推進体制加算Ⅰとして1ヶ月につき100単位及びⅡとして1ヶ月につき10単位加算されます。
- 科学的介護推進体制加算Ⅱとして1か月に50円が加算されます。
- 介護職員等処遇改善加算Ⅱとして、（基本費用＋各種加算）×13.6%が加算されます。

(その他加算)

- 業務継続計画未実施減算として基準に適合していない場合所定単位の3.0%を、高齢者虐待防止措置未実施減算として措置が講じられていない場合所定単位数の1.0%を減算します。
- 組織的に安全対策を実施する体制として安全対策体制加算が入所時に初回のみ20円が加算されます。
- 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30円が加算されます。また30日以上入院及び外泊で帰所した場合に、初期加算として1日につき30円が30日間加算されます。
- 6日以内入院又は外泊をされた場合に、外泊時費用として1日に246円が6日間加算されます。6日以降は居住費として1日個室1,700円、多床室1,200円をいただきます。
- 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ、Ⅱとして10円及び5円加算されます。
- 退所時情報提供加算として1回につき250円加算されます（対象者のみ）
- 退所時栄養情報連携加算として1回につき70円加算されます。（対象者のみ）

- 再入所時栄養連携加算として1回につき200円加算されます。(対象者のみ)
- 新興感染症等施設療養日として1ヶ月に1回、連続する5日を限度として1日につき240円加算されます。(対象者のみ)

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い) 償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

[単位：円] (日額)

利用者負担段階	対象者	食費	居住費	
			従来型個室	多床室
第1段階	・市町民非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方 ・生活保護等を受給されている方	300円	380円	0円
第2段階	・市町民非課税世帯で、合計所得と課税年金収入が年間80万円以下の方	390円	480円	430円
第3段階	・市町民非課税世帯で第2段階以外の方(①年金収入等120万円以下の方 ②年金収入等120万円超の方)	① 650 ② 1360 円	880円	430円
第4段階	・上記以外の方	1,750円	1,700円	1,200円

(2) 介護保険の基準外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事

契約者に提供する食事の材料と調理にかかる費用です。

利用料金：1日あたり1,750円

②特別な食事

契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

③居住費

- ・従来型個室：室料＋光熱水費相当
1日に付 1,700円
- ・多床室（相部屋）：光熱水費相当
1日に付 1,200円

④理髪・美容

理髪・美容は基本的に、契約者の希望で理髪店、美容室をご利用いただく事も出来ます。理髪料金美容料金は実費となります。

⑤レクリエーション

契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

- ・行事 正月、花見、納涼祭、誕生会、外出等

⑥複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

必要に応じ複写物の交付も行っております。

⑦その他日常生活費となる諸費用実費

入所者、又はその家族等の自由な選択に基づき、施設が施設サービスの提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る特別な経費については別途自己負担していただく事があります。（本人、家族が希望する居住に要する費用や教養娯楽費用、及び施設では提供できない特別な食事費用や特別な処置にかかる費用等）テレビ、ラジオ等の電化製品を持ち込まれる方は、電気料として1品日額50円を自己負担していただきます。

※注：電化製品によって持ち込み不可となっているものもあります。

（例：トースター、電子レンジ、電気ストーブ、ファンヒーター等）

⑧契約書第20条に定める所定の料金

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度	6,000円	6,710円	7,450円	8,170円	8,870円

居住費： 個室 1,700円、多床室 1,200円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までにお支払い下さい。

お支払方法

1. 窓口現金支払
2. 口座引落（手数料施設負担）
3. 口座振込（手数料利用者負担）

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診

療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません)

① 協力医療機関

- ・ひよりクリニック 石川県羽咋郡志賀町富来地頭町 8-168-2
診療科：内科、外科、循環器内科
- ・町立富来病院 石川県羽咋郡志賀町富来地頭町 7-110-1
診療科：内科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科、皮膚科、婦人科
- ・てらい歯科医院 石川県羽咋郡志賀町富来領家町ソの 6 番 2
- ・恵寿総合病院 七尾市富岡町 94 番地
診療科：内科、消化器内科、眼科、皮膚科、整形外科、泌尿器科等

(5) 緊急時における対応方法

契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供中に病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにご契約者の家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(6) 非常災害対策

契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供中において、非常災害の発生時対策として、関係機関への通報及び連携体制を確保し、消防防災計画マニュアルにより、非常災害に関する具体的な通報・連携体制について定期的に従業員に周知し、定期的に訓練し、被害を最小限にとどめるよう努めます。

(7) 事故発生時の対応について

契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、その処置を記録します。

また、契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事由に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退所していただくこととなります。

- ①要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約者の有効期間であっても、契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約を定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の次号に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

- ①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 7日間以上3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情処理窓口

苦情処理責任者〔職氏名〕 理事長 藤田 隆司
担当者 管理者 本田 剛

○ 受付時間 毎週 月曜日～金曜日 8：30 ～ 17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

志賀町 健康福祉課	所在地：石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1 電話番号：0767-32-1111 F A X：0767-32-3933
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情110番	所在地：石川県金沢市幸町12の1幸町庁舎4F 電話番号：076-231-1110 F A X：076-231-1601

